警 視 庁 交 通 部 長 各道府県警察本部長 (参考送付先) 各管区警察局広域調整部長 原 議 保 存 期 間 1 0 年 (平成30年12月31日まで保存)

警院丁交企聚第11号、丁交指聚第22号 丁規聚第7号、丁運聚第11号 平成20年1月31日 警察庁交通局交通企画課長 警察庁交通局交通指導課長 警察庁交通局交通規制課長 警察庁交通局運転免許課長

交通警察関係業務の民間委託等の見直しについて

免許関係事務及び自動車保管場所証明事務を民間委託する場合における委託契約の方法については、「免許関係事務の民間委託の見直しについて」(平成17年1月27日付け警察庁丁運発第15号等)及び「自動車保管場所証明事務の民間委託の見直しについて」(平成17年1月27日付け警察庁丁規発第3号等)により、一般競争入札(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条)を行うことが望ましい旨指示しているところである。

また、政府では、平成19年11月2日に開催された「公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議」において、随意契約の適正化を一層推進することとしたところである。

各都道府県警察にあっては、次の事項に留意の上、交通警察関係業務全般について民間委託等の一層の見直しを行うこととされたい。

記

1 見直しの進め方

- (1) 現に民間に委託している業務のうち、随意契約を行っているものについては、随意契約を行うことが真にやむを得ないと認められるものを除き、平成20年度以降の可能な限り早い段階で、一般競争入札等、競争性のある契約方法に移行することを検討すること。
- (2) 一般競争入札等に移行するに当たっては、委託先の事務処理能力等に関して必要以上の条件を設定することにより競争性を著しく阻害することとならないよう、その内容を十分に吟味すること。また、随意契約を継続するに当たっては、それが真にやむを得ないものであることについて十分に検討を行うこと。
- (3) 委託契約に当たっては、委託する業務の内容等について慎重な検討を行い、 各都道府県警察の実情に応じ、競争性が最も有効に機能し、かつ経済的、効 率的に最も有利な委託方法を選択すること。

2 委託の対象とする業務の拡大

- (1) 現在、民間委託を行っていない業務についても、各都道府県警察の実情に応じ、委託の可否を検討すること。
- (2) 検討の結果、新規に業務を民間に委託する場合には、上記1を踏まえて委託の内容及び方法について検討すること。